令和　　　年　　　月　　　日 提出

**特別徴収実施困難理由書**

札幌市長あて

所在地

事業者名

（指定番号：　　　　　　　　　）

代表者名

電話番号　　　　　　　　　　事務担当者

次の理由により、令和　　年度の特別徴収の実施は困難であることを届け出ます。

【特別徴収の実施が困難な理由】

該当項目にチェックしてください。なお、⑴及び⑵については予定時期を、また、⑷については特別徴収の実施が困難な理由の詳細を、必ず御記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| □ | ⑴　事業廃止予定である。  （廃止予定時期　　令和　　　年　　　月　　　日頃） |
| □ | ⑵　特別徴収に対応する給与システムの改修（導入）に相当の期間を要する。  （給与システムの改修（導入）予定時期　　令和　　　年　　　月　　　日頃） |
| □ | ⑶　すべての従業員が、下記の「普通徴収が認められる理由」に該当する。 |
| □ | ⑷　その他業務上の都合等による。 |
| ≪実施が困難な理由≫ |

＜　普通徴収が認められる理由　＞

　・　毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない

・　給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある

　・　前年中の給与支払額が100万円以下である

　・　事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）

　・　他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）

　・　退職者又は給与支払報告書を提出した年の５月31日までに退職予定である

【本書の作成・提出等の注意事項】

①　特別徴収の実施が困難な場合は、給与支払報告書と併せて、必ずこの理由書を提出してください。（提出がない場合は、特別徴収を実施していただくこととなります。）

②　給与支払報告書をｅＬ-ＴＡＸを利用して提出する場合は、給与支払報告書とは別に、この用紙（理由書）を、給与支払報告書の提出期限までに御提出ください。

③　この理由書の提出により、その理由が妥当であると判断される場合には、特別徴収の実施は猶予となります。

④　給与支払報告書を特別徴収分として提出された場合には、この理由書を提出されても、特別徴収として課税されます。また、普通徴収への切り替えもできません。異動届出書をご提出ください。（給与支払報告書の作成を税理士等に委託している場合には、特に御留意願います。）